

別表（第3条関係）

事業区分	事業の種類	支援対象事業の要件	交付金による支援の内容等	区分	支援対象経費	留意事項
人材配置支援	専任スタッフ配置支援事業	<p>(1) 「小さな拠点づくり」を推進する市町村において、「小さな拠点づくり」に取り組む地区を市町村全域に広げるために、次の業務を担当する専任スタッフを配置し、人員体制を強化する事業</p> <p>ア 「小さな拠点づくり」に向けたビジョン、計画づくり等に関すること。</p> <p>イ 地域住民に対する「小さな拠点づくり」の普及及び啓発に関すること。</p> <p>ウ 「要」の人材に対する指導及び助言に関すること。</p> <p>エ 「小さな拠点づくり」に向けた実践活動のサポートに関すること。</p> <p>オ ア～エに掲げるもののほか「小さな拠点づくり」の推進に関すること。</p> <p>(2) (1)に定める人員体制の強化とは、「小さな拠点づくり」担当課等の従前の人員体制と比較して職員が増員されており、かつ当該増員した職員の事務分掌上、(1)の業務に従事することが明らかな場合をいう。</p>	<p>(1) 交付金は、認定支援対象事業に要する専任スタッフの雇用に係る経費の一部について交付する。</p> <p>(2) 支援対象経費の額は、1市町村につき、1年度当たり500千円以上10,000千円以下とする。</p>	正規職員等	「小さな拠点づくり」を推進するための専任スタッフとしての雇用に要する給料、手当及び共済費	正規職員等とは、市町村に正式任用される常勤職員であり、常勤職員である再任用職員及び任期付職員を含む。
	「要」の人材配置支援事業	地区単位での「小さな拠点づくり」に向けた話し合い、地域課題解決に向けた取組等を推進するため、当該取組等のコーディネーター、地区のリーダーのサポート等を行う人材を配置する事業	<p>(1) 交付金は、認定支援対象事業に要する経費の一部について交付する。</p> <p>(2) 支援対象経費の額は、「要」の人材1人につき1年度当たり500千円以上3,000千円以下とする。</p> <p>(3) 認定支援対象事業の実施期間が複数年度にわたる場合の支援対象経費の総額の上限は、当該期間に応じて次のとおりとし、1年度当たりの支援対象経費の額は、(2)の規定にかかわらず、その総額の範囲内において3,000千円を超えることができるものとする。</p> <p>ア 2年間 6,000千円</p> <p>イ 3年間 9,000千円</p> <p>(4) 附則第2項の規定により第5条に規定する認定を受けた場合の支援対象経費の額の算定に当たっては、平成30年度以前の事業の期間をこの要綱に基づく認定支援対象事業の実施期間とみなして、(3)の規定を適用する。</p>	<p>報償費等</p> <p>活動経費</p>	<p>委嘱等の配置に係る様態に応じて「要」の人材に対して支給される報償費、報酬等</p> <p>「小さな拠点づくり」に向けて行う「要」の人材の活動に要する旅費、需用費、役務費、使用料、その他の事務的経費で次に掲げるもの</p> <p>(1) 活動用車両の借上費</p> <p>(2) 活動旅費等移動に要する経費</p> <p>(3) 作業道具、消耗品等に要する経費</p> <p>(4) 「要」の人材の研修受講に要する経費</p> <p>(5) その他適当と認められるもの</p>	<p>特別交付税（集落支援員）を充当する場合は、支援対象外とする。</p> <p>特別交付税（集落支援員）を充当する場合は、支援対象外とする。</p>
地域活動支援	計画策定等の取組支援事業	地区住民が自主的かつ主体的に取り組む地域の課題解決のための取組等を推進するために、当該地区に補助金、交付金等を支出する事業	<p>(1) 交付金は、認定支援対象事業に要する経費の一部について交付する。</p> <p>(2) 支援対象経費の額は、1地区につき1年度当たり500千円以上3,000千円以下とする。</p> <p>(3) 認定支援対象事業の実施期間が複数年度にわたる場合の支援対象経費の総額の上限は、当該期間に応じて次のとおりとし、1年度当たりの支援対象経費の額は、(2)の規定にかかわらず、その総額の範囲内において3,000千円を超えることができるものとする。</p> <p>ア 2年間 6,000千円</p> <p>イ 3年間 9,000千円</p> <p>(4) 附則第2項の規定により第5条に規定する認定を受けた場合の支援対象経費の額の算定に当たっては、平成30年度以前の事業の期間をこの要綱に基づく認定支援対象事業の実施期間とみなして、(3)の規定を適用する。</p>	<p>調査費に対する補助金等</p> <p>活動経費に対する補助金等</p>	<p>地域における諸課題の対策に資すると認められる調査事業に要する謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料その他の事務的経費に対する補助金等</p> <p>地域の課題解決のための対策のうち、成果や効果が将来にわたり持続する、又は持続することが期待される取組で次に掲げるものに要する謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料その他の事務的経費に対する補助金等</p> <p>(1) U I ターンの推進による担い手の確保と人材誘致</p> <p>(2) 地域資源を活用した産業の振興</p> <p>(3) 農林水産業の担い手の育成及び確保</p> <p>(4) 都市との交流産業の振興</p> <p>(5) 生活に必要な機能の確保</p> <p>(6) 地域生活交通の確保</p> <p>(7) 農林地等の地域資源の維持及び保全</p> <p>(8) その他適当と認められるもの</p>	<p>次に該当するものは支援対象外とする。</p> <p>(1) 特別交付税（集落支援員）を充当する場合</p> <p>(2) 地区住民の会合参加に係る謝金等対価性の認められないもの、食糧費（事業に不可欠と認められるものを除く。）その他の社会通念上補助金等の交付対象として適当とはいえないものに対する補助金等</p>

事業区分	事業の種別	支援対象事業の要件	交付金による支援の内容等	区分	支援対象経費	留意事項
地域活動支援（つづき）	実践活動等支援事業	<p>市町村が直接若しくは各種団体等に対する委託により実施する事業又は市町村が交付金を財源とし、その目的に従って各種団体等に対して補助金を交付し、若しくは負担金を支出して行う事業で、次に掲げるもの</p> <p>(1) 市町村が各種団体等と連携して実施する「小さな拠点づくり」に向けた取組（仕組みづくりのための検討、調査、周知広報、試行等を含む。）で、複合的な課題の解決を図るもの</p> <p>(2) (1)の実施のために必要となる簡易な修繕改修又は車両若しくは設備の取得</p>	<p>(1) 交付金は、認定支援対象事業に要する経費の一部について交付する。</p> <p>(2) 支援対象経費の額は、次のいずれかのうち少ない方の額とする。 ア 8,000千円と支援対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額 イ 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額</p> <p>(3) 認定支援対象事業の実施期間が2年度にわたる場合であっても、支援対象経費の総額の上限は、(2)に定める額とする。</p>	ー	<p>認定支援対象事業に要する経費のうち、次の経費を除外した経費とする。</p> <p>(1) 賃金（作業等の日々雇用を除く。）及び職員人件費。</p> <p>(2) 食糧費。ただし、事業に不可欠と認められるものを除く。</p> <p>(3) 各種団体等の組織又は施設の管理運営に要する経費</p> <p>(4) 出資、出捐又は貸付に要する経費</p> <p>(5) 用地取得又は補償に要する経費</p> <p>(6) 事務費。ただし、県と協議の上で事業実施に必要と認められる経費を除く。</p> <p>(7) 仕入経費等</p> <p>(8) 車両購入に伴う公課費（自動車税等）</p> <p>(9) その他知事が不相当と認める経費</p>	<p>(1) 支援対象事業で取り組む内容（拠点整備支援事業にあつては、整備した拠点を活用して取り組む内容）は、原則として該当する地区の地区計画（地区住民の話し合いにより策定された「小さな拠点づくり」に向けた計画で、地域課題、その解決手法となる活動内容等について記載されたもの）に位置付けられていること。</p> <p>(2) 拠点整備支援事業を活用して整備する施設等は、「小さな拠点づくり」の取組に必要な複合的機能（例：マーケット及び交通結節点等）を有するものであること。</p> <p>(3) 複合的な課題の解決の検討及び実施に当たっては、各種団体等で構成する委員会を設置する等、連携体制の構築を図ること。</p> <p>(4) 複数の市町村が共同で一の支援対象事業を実施しようとする場合は、別に定める交付申請書に共同で実施する市町村を記載すること。また、当該認定支援対象事業について、共同で実施する市町村の支援対象経費の総額は、市町村の数にかかわらず、「交付金による支援の内容等」欄に定める額とする。</p> <p>(5) 市町村が株式会社等営利を目的として活動する法人に補助金等を交付して行う事業は、採算性等に鑑み民間事業者の参入が困難と認められる地域で行う事業に限ること。</p> <p>(6) 市町村又は事業を実施する各種団体等にとって新規事業又は事業の拡充を伴うものであること。</p> <p>(7) 施設整備又は車両、設備等の取得を含む場合、それらの整備又は取得のみを目的とする事業でないこと。</p> <p>(8) 交付金による支援の終了後も継続して課題の解決に取り組む仕組み、体制が構築されていること。</p> <p>(9) 市町村が各種団体等に対して委託し、又は補助金を交付し、若しくは負担金を支出する事業については、島根県地域商業等支援事業の対象事業となるものを除く。</p> <p>(10) 地区住民の会合参加に係る謝金等対価性の認められないもの、食糧費（事業に不可欠と認められるものを除く。）その他の社会通念上補助金等の交付対象として適当とはいえないものを除く。</p>
拠点整備支援	拠点整備支援事業	<p>市町村が直接若しくは各種団体等に対する委託により実施する事業又は市町村が交付金を財源とし、その目的に従って各種団体等に対して補助金を交付し、若しくは負担金を支出して行う事業で、次に掲げるもの</p> <p>(1) 「小さな拠点づくり」を推進するために必要な地域課題解決のための取組の拠点となる施設等の整備に係る工事等</p> <p>(2) (1)の施設等の整備に係る各種サービス構築のための委託事業、備品購入等</p>	<p>(1) 交付金は、認定支援対象事業に要する経費の一部について交付する。</p> <p>(2) 支援対象経費の額は、20,000千円と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれかのうち少ない方の額とする。ただし、支援対象経費の実支出額（過疎債（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第12条第1項に規定する過疎地域自立促進特別事業の実施のため特別に認められる地方債をいう。以下同じ。）充当の場合は、過疎債の起債額）が20,000千円以上となるものとする。</p> <p>(3) 交付金の交付は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、平成28年度から平成31年度までの間に、原則として1市町村につき1回までを対象とする（過疎債充当事業にあつては、別に定める交付額の累計が1市町村10,000千円までとする。）ただし、先駆的な事業については、この限りでない。</p> <p>(4) (3)に規定する交付の回数及び累計額の算定に当たっては、従前の住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金交付要綱及び住み続ける過疎（中山間）地域生活サポート事業実施要綱に基づく「小さな拠点づくり」に向けた拠点施設の整備等に対して交付した交付金を含むものとする。</p>	ー		